

令和7年度 第3回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年6月5日(木) 午後1時30分から午後1時47分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

辻 千 太 郎	小 谷 信 江	以 倉 孝 弘
柳 下 清 隆	寺 島 あつ子	霜 野 市 和
谷 野 保 博	田 中 宏	山 崎 勝 喜
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	田 中 正 剛
松 本 智恵子		

(3) 欠席委員 1人

今 野 正 章

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 10人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	塔 本 順 一	岸 田 勝 夫
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

(5) 欠席委員 3人

中 尾 美 昭	高 岡 一 平	松 下 孝 彦
---------	---------	---------

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第12号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第13号 農用地利用集積等促進計画の決定について
- 報告第11号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第12号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第14号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第15号 小作地の台帳抹消の報告について
- 報告第16号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和7年度第3回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において霜野市和委員、谷野保博委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。また、農地利用最適化推進委員は10名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第16号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第8号から第14号をご説明いたします。

まず、受付番号第8号は、申請地が北区中村町で市街化調整区域内にあり周辺は田畑及び里道に囲まれており、地目は田1筆、面積は499平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第9号は、申請地が中区平井の市街化調整区域内にあり、周辺は田及び里道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,246平方メートルで現在耕うん済及び野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第10号は、申請地が東区八下町2丁で市街化調整区域内にあり周辺は田、里道、宅地及び雑種地に囲まれており、地目は田1筆、面積は628平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第11号は、申請地が東区八下町2丁で市街化調整区域内にあり周辺は里道、宅地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は413平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第12号は、申請地が東区日置荘原寺町と東区高松で市街化調整区域内にあり周辺は田、道路及び宅地に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計1,860平方メートルで現在耕うん済及び水張り田の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第13号は、申請地が南区母で市街化調整区域内にあり周辺は田畑及び宅地に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計747平方メートルで現在花卉及び野菜の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第14号は、申請地が南区檜尾で市街化調整区域内にあり周辺は田、宅地、雑種地及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計686平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上7件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第11号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第11号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第2号をご説明いたします。

受付番号第2号は、申請人は北区金岡町に居住する農業者で、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,381平方メートル、現在耕うん済の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第12号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第12号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第1号をご説明いたします。

受付番号第1号は、相続人は大阪府和泉市阪本町に居住する農業者で、申請地は南区泉田中の田1筆、面積は743平方メートルの持分2分の1、現在は農地として利用されている状態です。

なお、当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第13号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第13号「農用地利用集積等促進計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第7号と第8号をご説明いたします。

まず、受付番号第7号は、申請地は南区大森の田畑6筆、面積は合計750.61平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第8号は、申請地は中区上之の田2筆、面積は合計2,258平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借によ

る権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第11号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第16号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第11号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第16号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第11号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第12号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたの

で、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第13号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第2号は申請地が北区南花田町の緑地で現況畑1筆、面積は895平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。

次に、報告第14号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第4号は、申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第15号「小作地の台帳抹消の報告について」は5件ございました。まず、受付番号第1号は、申請地が東区日置荘原寺町の田1筆で、面積は1,090平方メートル、10年以上小作の事実はなく、土地所有者が耕作していることから、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。次に、受付番号第2号は、申請地が中区陶器北の田1筆で、面積は413平方メートル、平成元年4月に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。次に、受付番号第3号は、申請地が中区陶器北の田1筆で、面積は360平方メートル、平成元年4月に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。次に、受付番号第4号は、申請地が南区别所の田1筆で、面積は82平方メートル、平成25年4月に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。次に、受付番号第5号は、申請地が南区别所の田1筆で、面積は374.32平方メートル、平成25年4月に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。

次に、報告第16号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第2号は、申請地が南区豊田の田1筆、面積は218平方メートル、現況は住宅、経過年数は75年以上、次に、受付番号第3号は、申請地が南区稲葉1丁の田1筆、面積は246平方メートル、現況は駐車場及び道路敷地の部分が経過年数15年以上、歴史的建造物の部分が経過年数240年以上、住宅の部分は転用許可後の建築で経過年数1年未満、いずれも非農地でした。総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和7年度第3回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第10号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第11号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第12号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第13号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第11号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第12号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第13号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第14号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第15号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第16号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長	比 原 芳 孝
委 員	谷 野 保 博
委 員	薮 野 市 和